

令和6年度 大分県高次脳機能障害支援養成研修
(基礎研修及び実践研修) 開催要項

1 研修について

本研修は「高次脳機能障害支援養成研修実施要綱」(令和6年2月19日付け障障発0219第1号・障精発0219第1号)に基づき実施するものであり、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において新設された「高次脳機能障害支援体制加算」の算定要件となる研修です。

2 目的

高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とします。

3 実施主体

大分県

4 日時及び会場

研修種別		日時	会場
基礎研修	1日目	令和6年9月12日(木) 9:20~16:50(受付9:00~)	大分県介護研修センター 3階 小ホール (大分市明野東3丁目4番1号)
	2日目	令和6年9月13日(金) 9:20~16:30(受付9:00~)	
実践研修	1日目	令和6年11月14日(木) 9:20~17:00(受付9:00~) 16:40	大分県子ども・女性相談支援センター 3階 大会議室 (大分市荏隈町2丁目3番1号)
	2日目	令和6年11月15日(金) 9:20~16:40(受付9:00~) 17:00	大分県介護研修センター 3階 小ホール (大分市明野東3丁目4番1号)

※全日程で昼休憩を1時間設けております。

5 対象者

(1) 基礎研修

障害福祉サービス事業所、相談支援事業所において**高次脳機能障害者の支援に従事する従業者**

(2) 実践研修

基礎研修を修了した方で、サービス管理責任者、相談支援専門員などの立場から高次脳機能障害者の支援に従事する者又は、今後従事する予定のある方

【注意事項】

- ・4日間のすべての科目の受講ができる方を対象とさせていただきます。
- ・受講修了者には、次年度以降の高次脳機能障害支援養成研修において、講師やファシリテーター等を依頼する場合がございます。
- ・定員を超える申込みがあった際は、高次脳機能障害支援体制加算の算定要件や、申込時に記載いただいた各事業所の優先順位及び実際の支援内容等を考慮し、受講決定させていただきます。

6 定員

基礎研修・実践研修ともに**各30名**程度

7 研修内容

「高次脳機能障害支援養成研修実施要綱」（令和6年2月19日付け障障発0219第1号・障精発0219第1号）4で規定するカリキュラムに沿った内容のものとします。高次脳機能障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）の研修パッケージを借り受け別紙カリキュラムのとおり実施します。

8 受講料

無料

9 受講申込み

受講を希望される方は、**令和6年8月19日（月）15:00まで**に受講申込フォーム（<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/surveys/6758499696235203141>）、もしくは右記二次元バーコードより必要事項を記入のうえお申込みください。入力内容は、演習グループの編成、修了証書・修了者名簿の作成に必要ですので、入力漏れや誤字・脱字のないように御留意ください。



二次元バーコード

なお、受講可否については県よりメールにてご案内いたします。

10 修了証書の交付

基礎研修及び実践研修修了者には、県が修了証書を交付します。

11 修了者名簿の管理

県は、高次脳機能障害支援養成研修修了者について、氏名、所属名、所属住所、所属連絡先、職名等を記載した名簿を作成し保管します。研修受講者が配置された事業所名及び事業所所在地、連絡先については県のホームページで公表させていただきます。

12 その他留意点

- ・遅刻、早退、欠席若しくは受講態度不良により研修内容が十分習得されていないと認められる場合には欠席扱いとし、修了証書の交付はしません。また、やむを得ず研修を欠席する場合について、振替の研修は実施しません。
- ・台風等の影響により、県が研修を実施不可であると判断した場合、後日指定する日に振り替えることがあります。
- ・昼食は各自で御用意いただき、ゴミは持ち帰るようお願いします。

13 問い合わせ先

大分県障害福祉課 精神保健福祉班 担当：津田

T E L : 097-506-2727